

審査事務規程の一部改正について（第59次改正）

1. 改正概要

（1）自動車の検査等関係

- ① 道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）及び道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）等の一部改正に伴う改正
 - 事故情報計測・記録装置（EDR：Event Data Recorder）について、これまでの乗用車等の小型車に加え、大型車（乗車定員10人以上の乗用車及び車両総重量3.5tを超える貨物車）についても、協定規則第169号（大型車用事故情報計測・記録装置に係る協定規則）の要件を満たすものを備えなければならないものとして、対象とする自動車及び審査方法を規定します。[6-110の2]
 - 乗車定員10人以上の乗用車に座席一体型の年少者用補助乗車装置（チャイルドシート）を備える場合には、協定規則第170号（バスの座席一体型年少者用補助乗車装置に係る協定規則）の要件を満たさなければならないものとして、対象とする自動車及び審査方法を規定します。[7-47]
 - 自動車（大型特殊自動車及び被牽引自動車を除く。）には、ライフタイム・瞬時ににおける燃費値、バッテリー劣化度等の記録・読出しをすることができる「車載式燃料・電力消費等測定装置」を備えなければならないものとして、対象とする自動車及び審査方法を規定します。[6-9、7-9、8-9]
- ② 自動車技術総合機構オンライン届出システムの導入に伴い、当該システムを活用して提出された並行輸入自動車届出書の取扱い等を規定します。[別添3]
- ③ その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

（2）自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

2. 関係する省令等

- ・ 道路運送車両の保安基準等の一部を改正する省令（令和6年6月14日国土交通省令第66号）
- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和3年6月9日国土交通省告示第521号、令和3年9月30日国土交通省告示第1294号、令和6年3月29日国土交通省告示第269号、令和6年6月14日国土交通省告示第518号、令和6年9月20日国土交通省告示第1172号）

3. 施行日

令和6年10月1日（1.（1）②の規定については令和6年10月28日）

審査事務規程の一部改正について（第 61 次改正）

1. 改正概要

（1）自動車の検査等関係

- ① 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成 14 年国土交通省告示第 619 号）等の一部改正に伴う改正
 - 自動車の後退時に発生する事故を防止するために、乗車定員が 10 人以上かつ車両総重量が 3.5 トンを超える乗用自動車や車両総重量が 3.5 トンを超える貨物自動車について、自動車が後退することを歩行者等に通報する装置として UN R165「車両後退通報装置に係る協定規則」に適合する車両後退通報装置（バックアラーム）の装備が義務付けられることに伴い、審査方法等を規定します。
[6-105 の 2、7-105 の 2、9-14]
- ② 新規検査等における提出書面関係 [別添 2]
 - 車両後退通報装置の装備義務車の架装内容を把握するために、「車両後退通報装置の取付状態確認書」を新設します。
- ③ その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

（2）自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

2. 関係する省令等

- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和 5 年 1 月 4 日国土交通省告示第 1 号、令和 6 年 9 月 20 日国土交通省告示第 1172 号）

3. 施行日

令和 7 年 1 月 6 日

審査事務規程の一部改正について（第63次改正）

1. 改正概要

（1）自動車の検査等関係

- ① 新規検査等における書面審査関係 [別添2]
 - 別添2 新規検査等書面審査要領について、本文+附則1~4から成り立っていた構成を見直して一本化するとともに、対象となる検査種別と自動車の種類をわかりやすく表現します。
 - 新規検査等届出書及び添付資料の記載方法等について更なる明確化を図ります。
 - 自動車技術総合機構オンライン届出システムの運用開始に向けて、当該システムを活用して提出された届出書等の取扱いを規定します。
- ② 並行輸入自動車にかかる事前書面審査関係 [別添3]
 - 同一構造の二輪自動車であって一定の要件を満たすものについては、複数台数をまとめて地方検査部又は沖縄事務所に届出することを可能とし、その取扱い及び必要な様式を規定します。
 - 並行輸入自動車届出書（第1号様式）及び車両諸元概要表（第2号様式）について、記載項目及び構成を見直して簡素化します。
- ③ 令和7年4月1日から、残存する自動車検査証の有効期間を失うことなく継続検査が受検可能な期間の起算日が、自動車検査証の有効期間満了日の2か月前になることに伴い、ガス容器等再試験結果証明書の有効期限について、ガス容器等再試験を実施した日の1年2か月後の日に変更します [4-25] [様式16]
- ④ その他、審査方法の明確化、書きぶりの適正化等の所要の改正を行います。

（2）自動車の型式の指定等関係

今回は該当なし

2. 関係する省令等

- ・ 道路運送車両法施行規則及び自動車損害賠償保障法施行規則の一部を改正する省令（令和6年6月25日国土交通省令第67号）
- ・ 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和7年2月28日国土交通省告示第155号）

3. 施行日

令和7年4月1日

（ただし、並行輸入二輪自動車の複数台数届出は令和7年10月1日）

車検時にはヘッドライトテストを用いて ロービームを計測します

平成10年9月1日以降に製作された自動車※1の車検時には、夜間走行時に使用頻度の高いロービームが

①夜間に前方40mの距離にある交通上の障害物を確認できる性能を有すること

②照射光線が他の交通を妨げないこと

の基準を満たしているかどうかを、ヘッドライトテストを用いて検査しているところです。

ロービームの光度及び向きが基準に適合するよう、適切な整備・調整をお願いいたします。

※1：二輪自動車、側車付二輪自動車、最高速度35km/h未満の大型特殊自動車、最高速度20km/h未満の自動車及び被牽引自動車を除きます。

【ロービーム計測の必要性について】

夜間走行しているとき、対向車やバックミラーに映るヘッドライトがまぶしく感じることはありませんか？また、暗くて不安を感じることはありませんか？

ヘッドライトの照射光線は走行時の振動等によりズれていくものですので、適切に点検・整備・調整をして性能を維持し続けないと、その照射光線が他の交通を妨げてしまったり、自己の運転に支障をきたすことになります。

このため、国際的にロービームを計測している状況も踏まえ、日本においても導入しています。



対向車のまぶしいヘッドライト



バックミラーに映るまぶしいヘッドライト



※裏面もご確認ください。

ロービームの光度及び向き

適切な整備・調整のお願い

自動車のヘッドライトは樹脂製が主流です。

ロービーム計測で基準不適合となる自動車には、①レンズ面のくもり、②内部リフレクタの劣化、③前照灯ユニットと相性の悪いバルブに交換した等により、光度が不足した状態や配光が崩れた状態のまま受検しているものが多く見受けられます。

ロービーム計測対象車については、ロービームの光度及び向きが基準に適合するよう、適切な整備・調整をお願いいたします。

◎レベリング装置の位置を標準状態に戻してから調整開始！

◎照射光線は合格エリアの端部ではなく中央に合わせる！



正常な光度と配光



光度不足かつ崩れた配光

これらは適切な整備・調整が必要です！

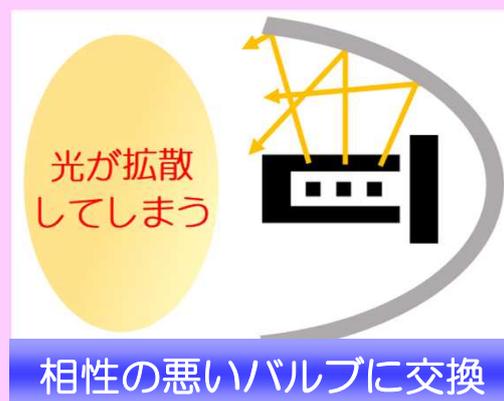
整備・調整には費用がかかります。料金は自動車整備工場等にご確認ください。



レンズ面のくもり



内部リフレクタの劣化



相性の悪いバルブに交換

自動車技術総合機構からのお知らせ

令和6年10月28日(月)より並行輸入自動車の
事前書面審査の届出がオンラインで可能になります！

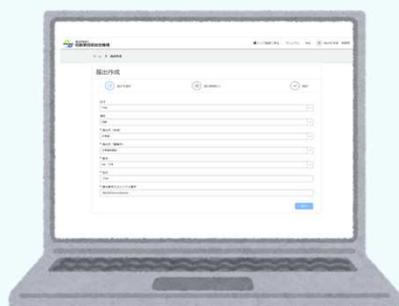


NALTEC 独立行政法人 自動車技術総合機構

トップ画面に戻る マニュアル FAQ ログイン

自動車技術総合機構オンライン届出システム

- 届出の作成**
各種届出、申請を行います。
- 初めての方**
書面審査システムの操作方法に関するマニュアルを掲載しています。
- よくある質問**
申請についてよくあるご質問を掲載しています。



専用システムからなら届出が24時間可能に！！

並行輸入自動車の事前書面審査について、インターネットの専用システムにて、必要項目の入力や添付資料のアップロードにより、オンラインでの届出を開始いたします。また、オンラインにて届出をする場合、24時間届出することが可能になります。
なお、オンライン届出に対する機構での受付は原則開庁日の業務時間内になります。

審査状況の確認やメールによる通知で受検までスムーズに！！

これまで、対面や電話にてご確認頂いていた審査状況がシステム内でリアルタイムで確認可能です。また、届出時の資料の差し替え（補正）もシステム内メッセージにて、登録いただいたメールアドレス宛に通知されますので、お手隙のタイミングで確認でき、受検までスムーズに進めます。

また、原本の提出や提示が必要な書類については、現車審査当日に確認をいたしますので、忘れずにお持ち下さい。確認ができない場合は検査が終了しませんのでご注意ください。

システムの概要は
以下よりご覧下さい。



<https://youtu.be/ytmNFZGVi3o>
YouTube掲載動画へのリンクです。

システムサイトへのURLにつきましては、後日、自動車機構HPよりご案内いたします。

その他のシステムについてのお問い合わせは、以下の宛先までお願いいたします。
自動車技術総合機構 企画部企画課 (TEL:03-5363-3441)

並行輸入自動車の届出に係る様式を簡素化します

並行輸入自動車の届出に係る様式を簡素化し、令和7年4月1日から適用しますのでお知らせします。

なお、令和7年9月30日までに届出書等を提出する場合は、従前の様式を用いることができます。

各様式Wordファイルのダウンロードはこちら

<https://www.naltec.go.jp/fkoifn00000011hj.html>



トップページを下方にスクロール



左下のアイコンをクリック

※ それぞれの様式の記載方法等については、当機構のWebサイトに掲載している審査事務規程別添3「並行輸入自動車審査要領」をご確認ください。

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。

222



独立行政法人
自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology

揭示期限 令和8年3月31日

自動車技術総合機構からのお知らせ

令和7年4月21日(月)よりオンライン届出システムにて
新規検査等届出のオンライン届出も可能になります！

home - 自動車技術総合機構

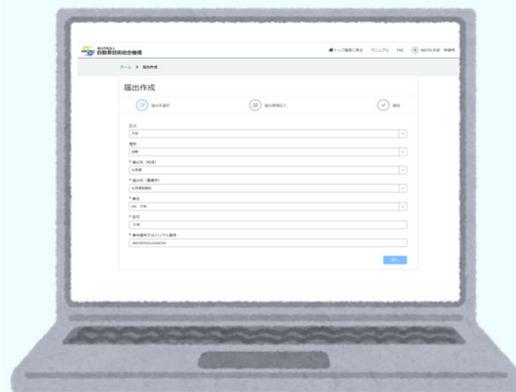
独立行政法人
自動車技術総合機構

トップ画面に戻る マニュアル FAQ ログイン

自動車技術総合機構オンライン届出システム

- 新規検査等届出**
新規検査等の届出の作成、申請を行います。
- 並行輸入自動車届出**
並行輸入自動車の届出の作成、申請を行います。
- 初めての方へ**
自動車技術総合機構オンライン届出システムの操作方法に関するマニュアルを掲載しています。

NALTEC 独立行政法人
自動車技術総合機構
National Agency for Automobile and Land Transport Technology



専用システムからなら届出が24時間可能に！！

現在、並行輸入自動車事前書面審査に対応しているオンライン届出システムにて、新たに新規検査等届出の対応を開始します。

インターネットの専用システムにて、必要項目の入力や添付資料のアップロードにより、オンラインでの届出を開始いたします。また、オンラインにて届出をする場合、24時間届出することが可能になります。

なお、オンライン届出に対する機構での受付は原則開庁日の業務時間内になります。

審査状況の確認やメールによる通知で受検までスムーズに！！

これまで、対面や電話にてご確認頂いていた審査状況がシステム内でリアルタイムで確認可能です。また、届出時の資料の差し替え（補正）もシステム内メッセージにて、登録いただいたメールアドレス宛に通知されますので、お手隙のタイミングで確認でき、受検までスムーズに進めます。

また、原本の提出や提示が必要な書類については、現車審査当日に確認をいたしますので、忘れずにお持ち下さい。確認ができない場合は検査が終了しませんのでご注意ください。

オンライン届出システムへは、以下のURL又は、機構HPよりログインください。

<https://naltecsss.service-now.com/naltec>

その他のシステムについてのお問い合わせは、以下までお願いいたします。
自動車技術総合機構 企画部企画課 (TEL:03-5362-2241)

システムの概要説明は以下よりご覧ください。



<https://youtu.be/rY3kihzeG4Q>
YouTube掲載動画へのリンクです。

用途等の変更をする使用過程車等 は事前書面審査が必要です

令和7年10月1日から、新規検査、予備検査又は構造等変更検査を受検する自動車※1のうち、用途・乗車定員・車両総重量・自動車の種別等を変更するもの※2については、新規検査等当日の保安基準への適合性の確認を適正かつ効率的に実施し現車審査時間の短縮が図れるよう、新規検査等に先立って、当該自動車の構造・装置の変更内容などを記載した新規検査等届出書を提出いただき、受理した届出書の事前書面審査が受検日の前日までに終了したものに限り現車審査を実施することになりますので、お知らせします。

※1:対象となる自動車(二輪自動車、側車付二輪自動車及び大型特殊自動車を除く)

- ① 使用の過程にある自動車（一時抹消登録を受けた自動車又は自動車検査証が返納された自動車を含む。）
- ② 自動車予備検査証の交付を受けた自動車

※2:対象となる変更内容

- ① 用途・乗車定員・車両総重量の組み合わせについて、次の区分を移行するもの（アからエに移行する指定自動車等（乗車定員が9人以下の乗用自動車として認証を受けたものに限る。）及び認証を受けたときの区分に移行する指定自動車等を除く。）
 - ア 乗車定員が9人以下の乗用自動車
 - イ 乗車定員が10人以上かつ車両総重量が5トン以下の乗用自動車
 - ウ 乗車定員が10人以上かつ車両総重量が5トンを超える乗用自動車
 - エ 車両総重量が3.5トン以下の貨物自動車
 - オ 車両総重量が3.5トンを超え12トン以下の貨物自動車
 - カ 車両総重量が12トンを超える貨物自動車
 ※「乗用自動車」「貨物自動車」には、派生した特種用途自動車を含む。
- ② 乗車定員について、次の区分を移行するもの（認証を受けたときの区分に移行する指定自動車等を除く。）
 - ア 11人以上
 - イ 10人
- ③ 自動車の種別について、次のいずれかの変更をするもの（認証を受けたときの種別に変更する指定自動車等を除く。）
 - ア 普通から小型に変更（貨物自動車に限る。）
 - イ 軽から普通又は小型に変更
 - ウ 普通又は小型から軽に変更
- ④ 前1軸後1軸の第五輪荷重を有する牽引自動車の後軸重について、10トン以下から10トンを超え11.5トン以下に変更するもの（後軸重10トンを超え11.5トン以下として認証を受けた指定自動車等を除く。）

※ 届出時に必要な添付資料や記載方法などの詳細については、当機構のWebサイトに掲載している審査事務規程別添付「新規検査等書面審査要領」をご参照ください。

新規検査等届出書を 提出するみなさまへ

新規検査等を受検する際にご提出いただく書面について、以下のとおり変更しますのでお知らせします。

- ◇ 新規検査等の届出に用いる様式を変更します。（過渡期間が終了する令和7年9月30日までに切り替えていただきますようお願いいたします。）
- ◇ 事前書面審査の対象とならない新車の試作車又は組立車を令和7年10月1日以降に受検する場合には、新規検査等の当日に新規検査等届出書（第1号様式（その1））をご提出いただくこととします。

各様式Wordファイルのダウンロードはこちら

<https://www.naltec.go.jp/fkoifn00000011hj.html>



トップページを下方にスクロール



左下のアイコンをクリック

※ 取扱い等の詳細については、当機構Webサイトに掲載している審査事務規程別添2「新規検査等書面審査要領」をご確認ください。

※ ご不明な点についてはお問い合わせください。

OBD検査の概要

独立行政法人自動車技術総合機構
四国検査部

Copyright© National Agency for Automobile and Land Transport Technology

1. OBD検査とは

Point

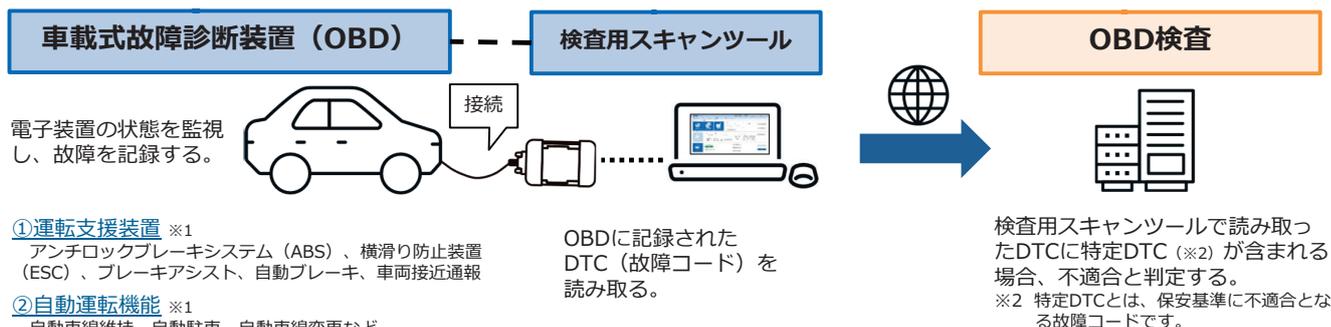
自動車の検査に電子制御装置の検査を導入する

OBD検査とは、従来の自動車の検査では発見できなかった電子制御装置の故障に対応する電子的な検査です。現在の自動車の検査では検出できない不具合をシステムを利用して検査することができます。

車両に搭載された電子制御装置の状態を監視して故障を記録するOBD（車載式故障診断装置）とスキャンツールを接続することで、車両に記録されたDTC（故障コード）を読み取り合否判定を行います。

OBD検査の対象となる車両は、国産車は令和3年10月1日以降の新型車、輸入車は令和4年10月1日以降の新型車です。※ただし、大型特殊自動車、被牽引自動車、二輪自動車は除きます。

車載式故障診断装置（OBD）を活用した自動車検査手法



- ① **運転支援装置** ※1
アンチロックブレーキシステム（ABS）、横滑り防止装置（ESC）、ブレーキアシスト、自動ブレーキ、車両接近通報
- ② **自動運転機能** ※1
自動車線維持、自動駐車、自動車線変更など
- ③ **排ガス関係装置**

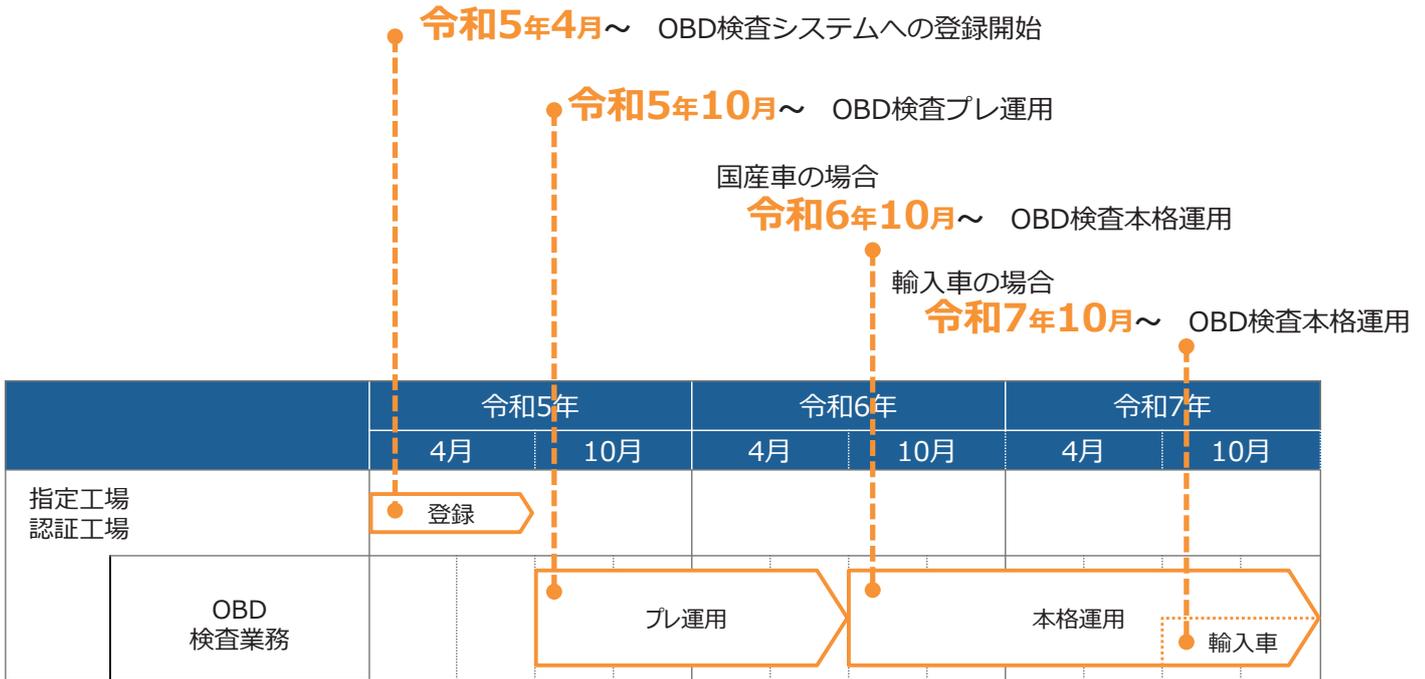
※1 保安基準に規定があるものに限る。

対象車両

- ・国産車：令和3年10月1日以降の新型車（フルモデルチェンジ車）
- ・輸入車：令和4年10月1日以降の新型車（フルモデルチェンジ車）

2. OBD検査導入スケジュールの紹介

OBD検査の導入スケジュールは以下のとおりです。



※プレ運用ではOBD検査の合否判定は必須ではありませんが、本格運用に向けて、この期間に操作習熟をお願いします。本格運用開始以降では合否判定が必須となります。

3. OBD検査対象の車両について

Point

OBD検査対象車かどうかを車検証や電子車検証で確認

以下の車両がOBD検査の対象になります（ただし、大型特殊自動車、被牽引自動車、二輪自動車を除く）。

- 国産車：令和3年10月1日以降の新型車（フルモデルチェンジ車）
- 輸入車：令和4年10月1日以降の新型車（フルモデルチェンジ車）

OBD検査対象車の車検証および電子車検証の備考欄には、「OBD検査対象車」（電子車検証の場合は「OBD検査対象」）などの記載があります。ただし、OBD検査の対象と記載がある車両でも、OBD検査が不要となる場合があります。

※OBD検査の要否は、特定DTC照会アプリやOBD検査結果参照システムで確認することができます。

車検証



電子車検証



備考
OBD検査対象車

備考
OBD検査対象

以下の場合、OBD検査対象車であってもOBD検査不要と判定されます。

- 検査日が令和6年9月30日以前（輸入車は令和7年9月30日以前）である
- 検査日が型式指定年月日から2年を経過していない
- 検査日が初度登録年月または初度検査年月の前月の末日から起算して10ヶ月を経過していない

OB D検査対象装置

- **かじ取り装置**
（UN R79の「高度運転者支援ステアリングシステム」に係る部分に限る。）
- **制動装置のうち**
「走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置」
- **制動装置のうち**
「走行中の自動車の旋回に著しい支障を及ぼす横滑り又は転覆を有効に防止することができる装置」
- **制動装置のうち**
「緊急制動時に自動的に制動装置の制動力を増加させる装置」
- **衝突被害軽減制動装置**
- **排出ガス発散防止装置**
- **車両接近通報装置**
- **自動運行装置**

4. OB D検査システムの紹介

Point OB D検査システムは3つのシステム・アプリで構成される

OB D検査に関連する業務として、以下があります。

- OB D検査を実施する事業場や利用者の登録・管理（検査実施前に行う業務）
- OB D検査の実施
- OB D検査結果の確認

これらの業務は、OB D検査業務のために開発されたOB D検査システムを利用して行います。OB D検査システムは、インターネットを経由してOB D検査用サーバーに接続して利用することができます。OB D検査システムは、以下のシステムとアプリで構成されています。

OB D
検査
システム

利用者管理システム

OB D検査システムの利用申請や利用者を登録・管理するためのシステムです。

特定DTC照会アプリ

車両がOB D検査の対象であるか確認を行い、車両と通信してOB D検査の可否を判定するためのアプリケーションです。

OB D検査結果参照システム

OB D検査の結果を確認して出力したり、OB D検査の対象かどうかを車両情報から確認するためのシステムです。

5. マニュアルの紹介

Point

OBD検査ポータルよりOBD検査業務実施時に参照するマニュアルをダウンロードできる

OBD検査で利用するアプリおよび各システムの操作を説明した、以下のマニュアルを用意しています。操作に困ったときなどにマニュアルを参照してください。

利用者管理システム操作マニュアル

OBD検査業務開始前の事前準備の際の事業場や利用者（工員または検査員）、OBD検査業務開始後の事業場や利用者（工員または検査員）の管理について説明しています。

特定DTC照会アプリ操作マニュアル

車両のOBD検査の可否確認、OBD検査の実施手順、OBD検査結果の確認について説明しています。

OBD検査結果参照システム操作マニュアル

OBD検査の前後に検査結果を確認したり、問い合わせに応じてOBD検査の対象型式かどうかを確認する操作について説明しています。

マニュアルは、OBD検査ポータルよりダウンロードができます。または、各システムにログイン後、「FAQ（よくあるご質問）」より確認できます。

6. OBD検査の開始にあたり準備するもの

Point

事前にインターネット環境や各種機器、クライアント証明書、特定DTC照会アプリの準備が必要

環境・機器の準備

通信環境および検査で使用するPCまたはタブレット、検査用スキャンツールなどの機器を準備する必要があります。PCまたはタブレット、検査用スキャンツールには、クライアント証明書をインストールする必要があります。また、検査用スキャンツールには、特定DTC照会アプリをインストールする必要があります。OBD検査の導入スケジュールに合わせて、ご準備ください。

	令和5年		令和6年		令和7年	
	4月	10月	4月	10月	4月	10月
指定工場／認証工場	登録					
OBD検査業務		プレ運用	本格運用	本格運用	本格運用	輸入車

令和5年4月～
利用者管理システム／OBD検査結果参照システムに必要なもの

インターネット環境
PC
Windows 10以上 ※1

令和5年10月～
特定DTC照会アプリに必要なもの

インターネット環境
検査用スキャンツール※
VCI
WindowsがインストールされたPCまたはタブレット ※1

二次元コードリーダ
ICタグリーダ
車検証読み取り用
手入力も可能なため、必要に応じて準備

※検査用スキャンツールは、OBD検査に対応した機器を使用する必要があります。対象機器の詳細については、日本自動車機械工具協会のホームページを参照のうえ各自ご準備ください。

※1：1台の端末で特定DTC照会アプリ／利用者管理システム／OBD検査結果参照システムを使用することもできます。

7. OBD検査の事前準備、業務の流れ

Point

OBD検査の事前準備⇒OBD検査の実施

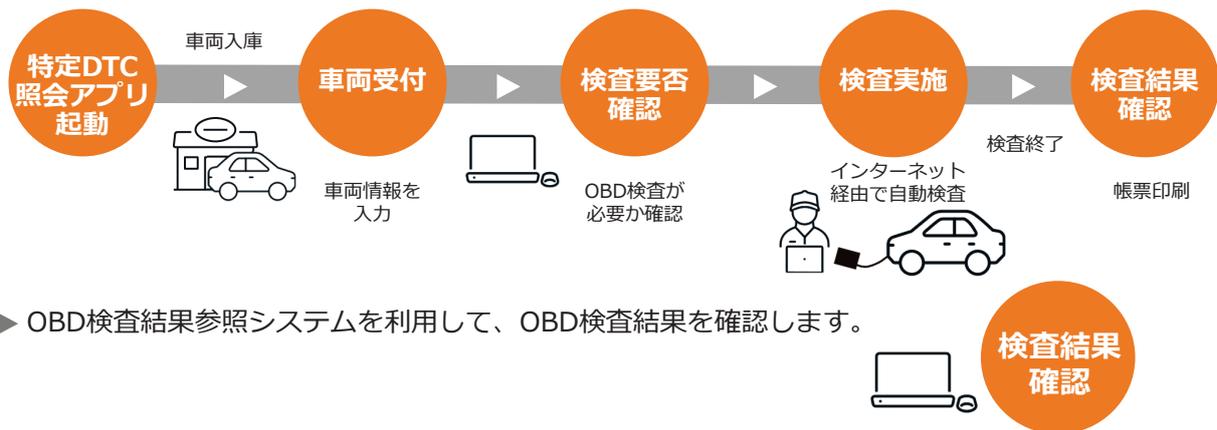
OBD検査の事前準備の流れ

OBD検査の事前準備は、利用者管理システムを利用して行います。



普段の業務 (OBD検査) の流れ

OBD検査は、特定DTC照会アプリを利用して行います。

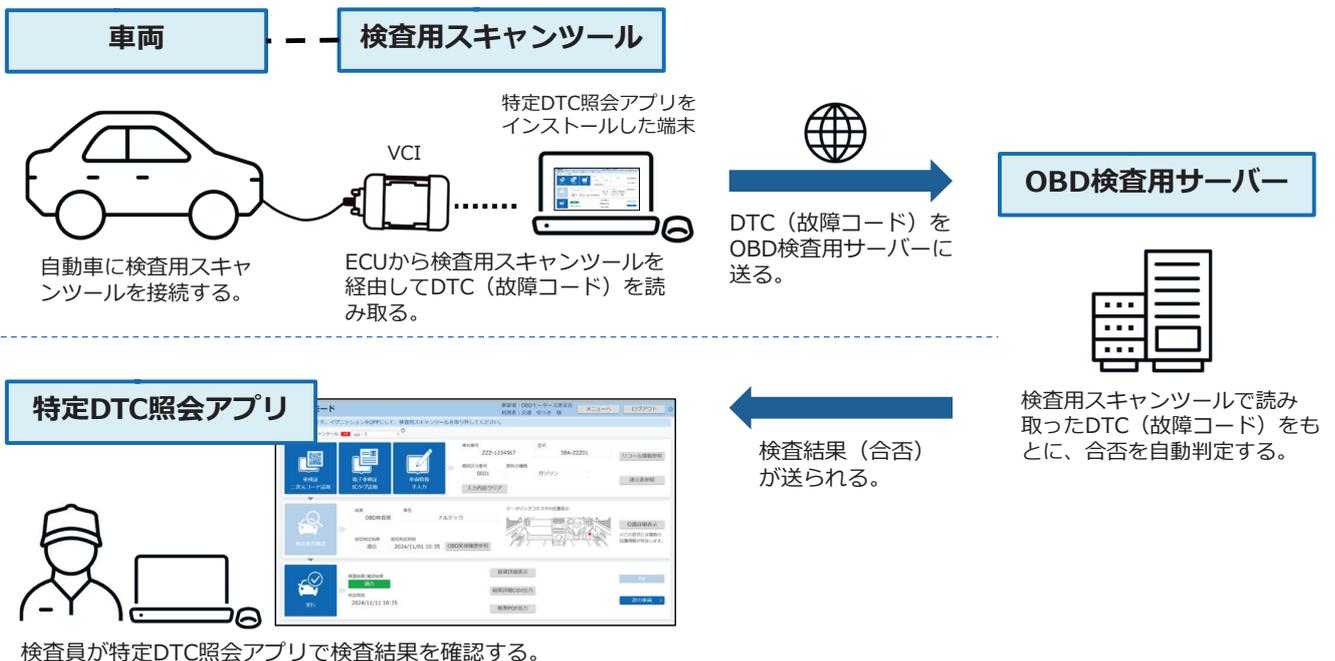


8. OBD検査の実施概要

Point

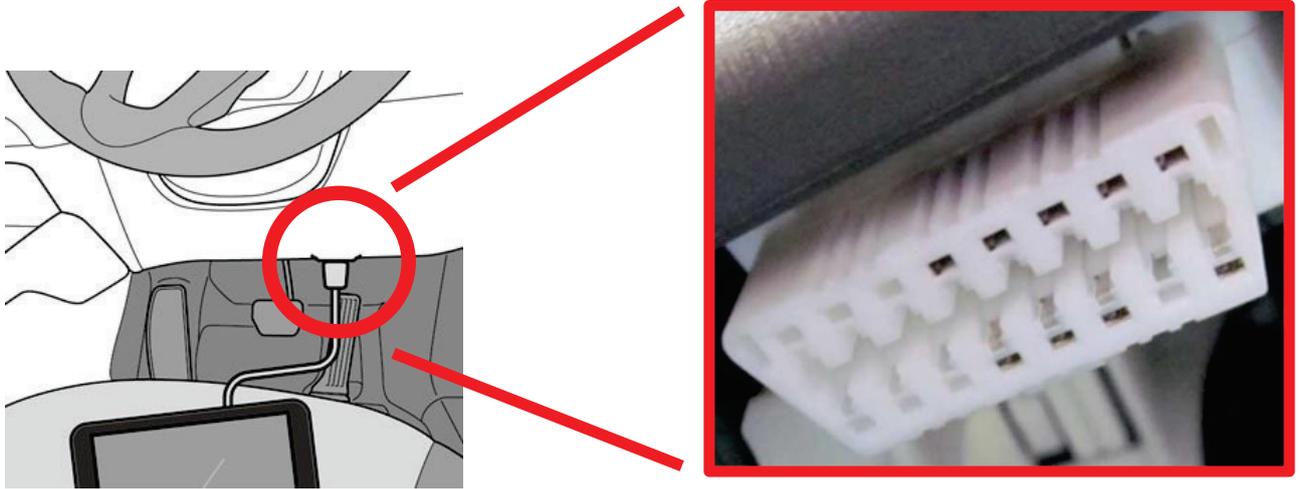
DTC (故障コード) を読み取り、サーバーで判定した結果を確認する

OBD検査は、車両に検査用スキャンツールを接続し、特定DTC照会アプリを利用して行います。車両から読み出したDTC (故障コード) を特定DTC照会アプリからOBD検査用サーバーに送り、OBD検査用サーバーが合否を自動判定します。その後、検査結果を特定DTC照会アプリで確認します。



OBID検査における注意点

- OBIDコネクタに外部出力器等の機器類が装着されている場合、OBID検査の結果に影響がある場合があるので、それらを取り外し何も取り付けられていない状態で検査用スキャンツールを接続して下さい。



OBIDコネクタ

9. ポータルの紹介

Point

OBID検査システムへのログインやOBID検査に関する情報の閲覧ができる

OBID検査に関する情報発信、学習支援メニューとして、「OBID検査ポータル」を設置しています。OBID検査ポータルでは、OBID検査システムへのログイン、マニュアルの確認、動画による自主学習、お知らせの確認、チャットボットでの問い合わせができます。また、検査用スキャンツールに関する情報が掲載されていますので、検査用スキャンツールに関するお問い合わせがあった際も情報を確認することができます。

<https://www.obd.naltec.go.jp>



参考 : OBD検査ポータルへのQRコード



OBD検査ポータル
<https://www.obd.naltec.go.jp/>



OBD検査ポータル（操作マニュアル・学習教材）
<https://www.obd.naltec.go.jp/manual/>



OBD検査ポータル（よくある質問・お問い合わせ）
<https://www.obd.naltec.go.jp/faq/>

お問い合わせ先

本システムについてのお問い合わせ先は以下になります。

お問い合わせ先：**OBD検査コールセンター**

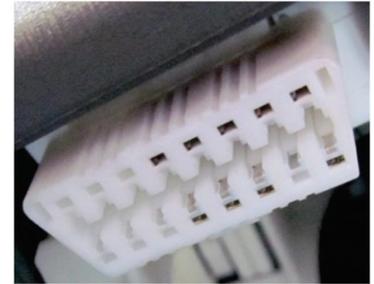
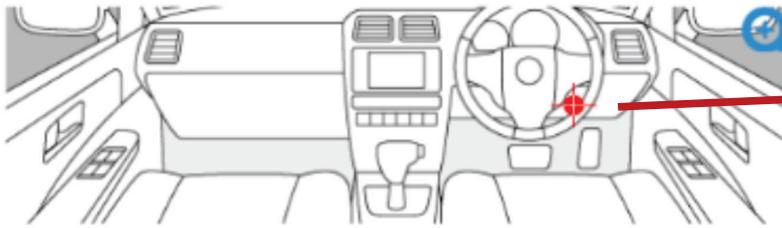
電話番号：0570-022-574

対応時間：9時00分～17時00分（12月29日から1月3日を除き、年中無休）

受検者のみなさまへのお知らせとお願い

■ OBD検査の対象車を受検する場合は、運転者席下部などにあるデータリンクコネクタには何も取り付けられておらず、検査用スキャンツールを接続できる状態で受検してください。

また、必要に応じ、データリンクコネクタ附近のカバー類の取外しにご協力ください。



データリンクコネクタ

【参考】OBD検査の基準は？

■ OBD検査対象装置の車載式故障診断装置に記録されている情報を読み出した結果、事例欄に該当する場合は、保安基準不適合となります。

装置の種類	事例
排出ガス関係装置 (排出ガス発散防止装置)	<ul style="list-style-type: none"> ・ OBD検査対象装置の車載式故障診断装置が正常に機能するために十分な電圧が確保されていないもの ・ 警告灯を点灯させるための信号 (MIL信号) が出力されているもの ・ 1つもレディネスコード (故障診断の前提条件が成立していることを示すコード) が記録されていないもの ・ 当該装置に係る特定DTC (OBD検査対象装置が細目告示第一節に規定する基準に適合しなくなると識別できるコード) が1つ以上記録されているもの ・ 上記項目に該当するかどうかの判定に必要な情報がOBD検査対象装置の車載式故障診断装置から読み出せないもの
安全関係装置 (排出ガス発散防止装置以外の装置)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該装置に係る特定DTCが1つ以上記録されているもの

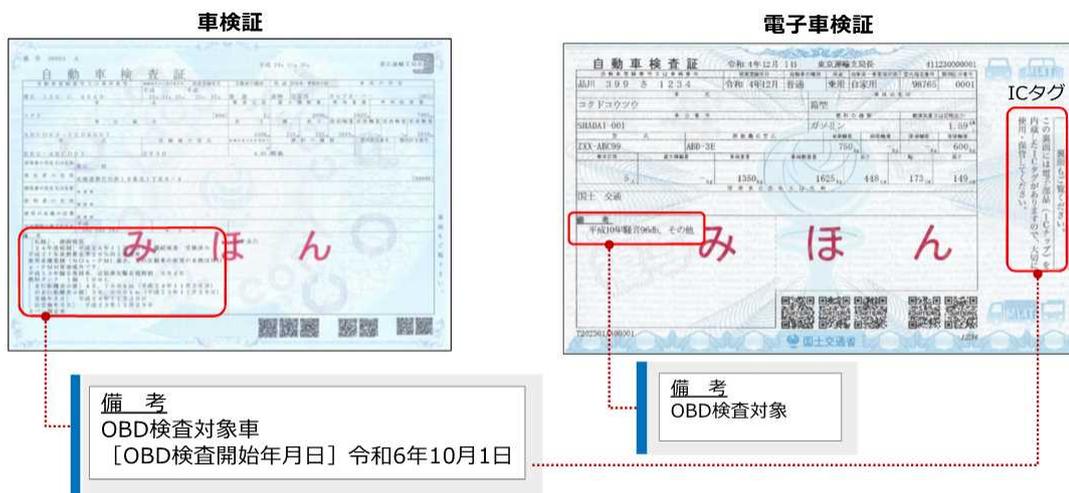
OBD検査対象車の 受検時のお願い事項について

自動ブレーキ等の先進安全技術の機能維持を図るため、令和6年10月から、車検時の検査項目として「電子装置の検査（OBD検査）」が追加されます。

つきましては、新たな検査項目の円滑な実施のため、ご理解とご協力のほど、よろしくお願いいたします。

1. 対象となる自動車

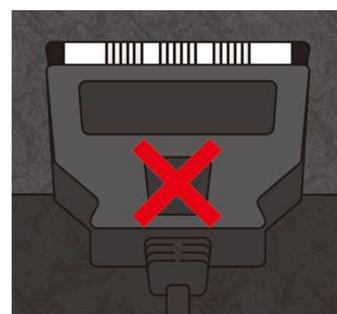
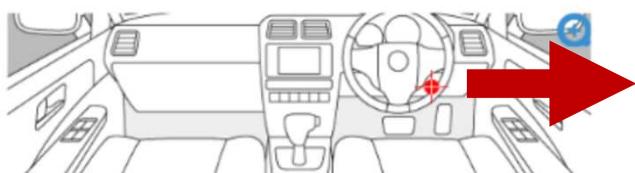
自動車検査証備考欄に「OBD検査対象」と記載された自動車



2. 検査コースに並ぶときのお願事項

ハンドル下部などにあるデータリンクコネクタに、何らかの装置や分岐するコネクタなどが取り付けられている場合、OBD検査を実施することができないため、検査を中断することになってしまいます。

データリンクコネクタには何も取付けられておらず、検査用スキャンツールを接続できる状態であることを、事前に確認してから検査コースに並んでください。また、必要に応じてデータリンクコネクタ附近のカバー類の取外しもお願いいたします。



自動車技術総合機構からのお知らせ

～秩序維持のための遵守事項について～

自動車機構の敷地等において、秩序を維持する観点から、受検者等の方は次の事項を遵守してください。遵守しない場合は、必要に応じて、公務執行妨害行為や不退去罪等として警察へ通報するなどの、厳正な措置を行います。

- ① 検査担当者等に対し、暴力、暴言、脅迫、威迫、不当な要求等の行為をしないこと。
- ② 検査担当者等に対し、合格、説明及び検査の強要をしないこと。
- ③ 検査機器、検査設備等を損傷させ又は破壊しないこと。
- ④ 敷地等において、座り込み、立ちふさがり又は自動車並びに物品の放置その他の迷惑行為をしないこと。
- ⑤ 受検車両の運転者(1名に限る。)以外の者は、検査担当者等の許可なく検査コースに立ち入らないこと。
- ⑥ 敷地等において、検査担当者等の許可なく自動車を4km/hを超える速度で運行しないこと。
また、急発進や急停止をしないこと。
- ⑦ 検査担当者等の許可なく敷地等において、指示された経路以外で自動車を運行しないこと。
- ⑧ 検査担当者等の許可なく受検車両以外の自動車を検査コースに入場させないこと。
- ⑨ 敷地等において、自動車の整備等をしないこと。
- ⑩ 検査担当者の許可なく検査機器、検査設備等を使用しないこと。
- ⑪ 凶器、爆発物等の危険物(自動車の燃料タンク内にある燃料を除く。)、旗、のぼり、プラカード類を敷地等に持ち込まないこと。
- ⑫ 検査担当者の許可なく、拡声器等の放送設備を使用し、騒音を発しないこと。
- ⑬ 現車審査中の検査担当者又は事前書面審査の窓口担当者に対して、検査担当者等の許可なく、自身が現に受検又は届出している車両に関する事以外の内容について話しかけないこと。
- ⑭ 相談等について、検査担当者等から場所や日時などを指定された場合にはその指示に従うこと。
- ⑮ 他の受検車両の状態や他の受検者等の相談等に対し、干渉しないこと。
- ⑯ 検査担当者の許可なく審査中又は敷地等に所在している間は、携帯電話及び受検車両の検査に関係ない電子機器類は操作及び使用しないこと。
- ⑰ 審査中又は敷地等に所在している間は、喫煙しないこと。
- ⑱ 検査担当者の許可なく敷地・検査担当者等・検査機器・検査設備等の撮影、録画又は録音をしないこと。
また、敷地・検査担当者等・検査機器・検査設備等の画像、動画若しくは音声又は的確で厳正かつ公正な審査業務を行うことを妨げるような情報を、公衆に提供(譲渡、頒布、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)への投稿等の公衆送信を含むがこれに限らない。)しないこと。
- ⑲ 検査担当者等が審査業務を的確で厳正かつ公正に実施するために必要な事項について指示をした場合は従うこと。

- ⑳ その他、検査担当者等が的確で厳正かつ公正な審査業務を行うことを妨げるような行為又は敷地等の管理上の支障となる行為をしないこと。

自動車技術総合機構からのお知らせ

～検査実施のための遵守事項について～

自動車機構の敷地等において、的確で厳正かつ公正な検査を実施する観点から、受検者等の方は次の事項の遵守をお願いします。遵守しない場合は、審査を中断します。また、必要に応じて、警察へ通報するなどの厳正な措置を行うことがあります。

- ① 受検車両については次に掲げる状態とすること。
 - ア 泥、雪等の付着がなく、装置等の確認ができる状態
 - イ 汚れ等の付着がなく、車台番号及び原動機の型式の打刻等が確認できる状態
 - ウ 排気管にプローブが挿入できる状態
 - エ 荷台等に物品等が積載されていない状態
 - オ 座席、座席ベルト、非常信号用具及び消火器等が確認できる状態
 - カ 窓ガラスが取外されていない状態
 - キ 全ての車輪のホイールキャップ又はセンターキャップを取外した状態
 - ク 灯火器等に装着されているカバー等を取外した状態
 - ケ 走行距離計は総走行距離(オドメータ)を表示した状態
 - コ エンジンルーム内の審査を行う際には、原動機を停止し、ボンネット(フード)を開け又はキャビンを上げて支持棒等により保持した状態
 - サ 窓ガラスの審査を行う際には、窓ガラスを閉じた状態
 - シ 寸法及び重量を計測する場合にあっては、スペアタイヤ、予備部品、工具その他の携帯物品を取外した空車状態
 - ス 脱着式スタンション型のセミトレーラにあっては、必要本数のスタンションを装着した状態
 - セ 軽油を燃料とする自動車にあっては、アクセルペダルのストッパボルト又はアクセルワイヤの改造等により当該原動機の最高回転数を一時的に低下させていない状態
 - ソ 専ら砂利、土砂の運搬に用いる自動車であって積載物の飛散を防止するための装置を装着している場合には、次に掲げる状態(審査事務規程 7-6-1(1)④に定める安定性の審査を除く。)
 - (ア) 積載物の飛散を防止するための装置を固定するための金具等を備えている場合には、固定させた状態
 - (イ) 積載物の飛散を防止するための装置が電力によって作動し、かつ、任意の位置で停止させることができる場合には、垂直位置又は垂直位置より荷台内側へ傾斜している位置で停止させた状態
 - (ウ) (ア)又は(イ)に該当しない積載物の飛散を防止するための装置にあっては、荷台内側方向に格納させた状態
 - タ OBD 検査対象車にあっては、当該自動車のデータリンクコネクタには何も取付けられておらず、検査用スキャンツールを接続できる状態
- ② 受検車両の検査コース又は審査場所について、検査担当者からの指示があった場合にはその指示に従うこと。
- ③ 受検中は自動車検査票を保持すること。
- ④ 検査担当者からの指示により、警音器、方向指示器等灯火器又は窓ふき器等を作動させること。
また、指示がある場合以外はこれら装置を作動させないこと。
- ⑤ 検査機器の表示器による表示又は検査担当者からの指示により、原動機の始動及び停止(ハイブリッド自動車、アイドルリングストップ機構付自動車にあっては整備モードへの移行等によるアイドルリング状態の維持を含む。)を行うこと。
- ⑥ 排気管に一酸化炭素・炭化水素測定器のプローブを入れたまま、原動機の始動又は原動機回転数の上昇を行わないこと。

- ⑦ 受検車両の構造・装置に応じ検査機器の申告ボタンの操作を行うこと。
- ⑧ 検査コース内における受検車両の移動、停止位置での停車を行うこと。
- ⑨ 検査機器の表示器による表示又は検査担当者の指示に応じテスト等への乗り入れ、脱出及び前照灯の点灯操作等を行うこと。
- ⑩ 記録器のある検査コースにおいては記録器による検査結果の記録を行うこと。
- ⑪ 検査コースでの審査が終了又は中断したときは、個別の審査結果にかかわらず、その都度、総合判定室に立ち寄ること。
また、総合判定を受けたあとは自動車検査票を運輸支局等の窓口へ提出すること。
- ⑫ 検査担当者がエア・クリーナのカバーの取外しを指示した場合は、当該カバーを取外すこと。
- ⑬ 3次元測定・画像取得装置を使用して画像の撮影及び諸元測定を行っている場合は、受検車両以外の写り込みを防ぐため受検車両の近傍に近寄らないこと。
- ⑭ 検査担当者からの指示により、牽引自動車と被牽引自動車を連結又は分離すること。
- ⑮ ハイブリッド自動車、アイドリングストップ機構付自動車の場合、排気ガス検査の際には、整備モードへの移行等によりアイドリング状態を維持すること。
- ⑯ トラクションコントロール装置、横滑り防止装置、坂道発進補助装置等の装置を装着している場合、検査コースに進入する前に当該装置の作動状態を確認するとともに、必要に応じその機能を解除すること。
- ⑰ 検査担当者がデータリンクコネクタ附近のカバー類の取外しを指示した場合は、当該カバー類を取外すこと。

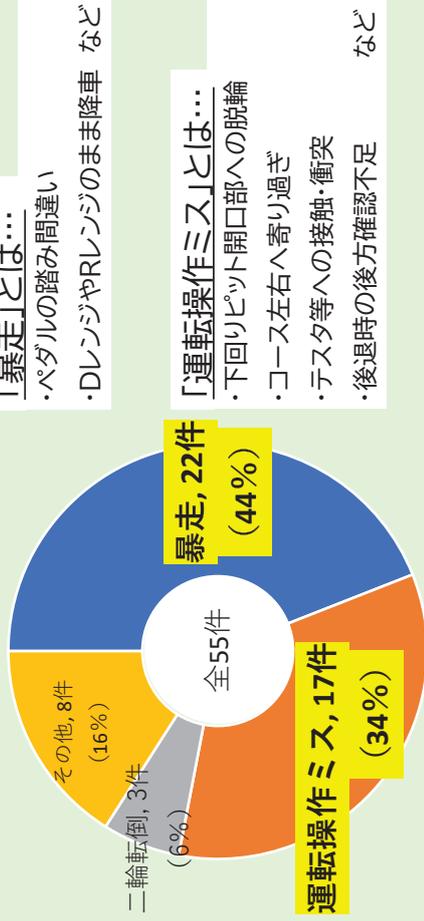
自動車技術総合機構からのお願い

受検者の皆様へ

暴走や**運転操作ミス**による
事故の防止に
ご協力をお願いします！！

令和6年度、車検場検査コース内での「**暴走**」や「**運転操作ミス**」など、受検者の方に起因する事故が55件発生しました。

受検者起因事故の原因



「**暴走**」とは…

- ・ペダルの踏み間違い
- ・DレンジやRレンジのまま降車 など

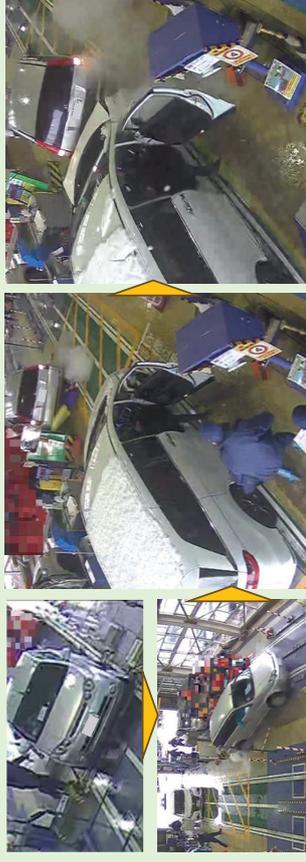
「**運転操作ミス**」とは…

- ・下回りピット開口部への脱輪
- ・コース左右へ寄り過ぎ
- ・テスト等への接触・衝突
- ・後退時の後方確認不足 など

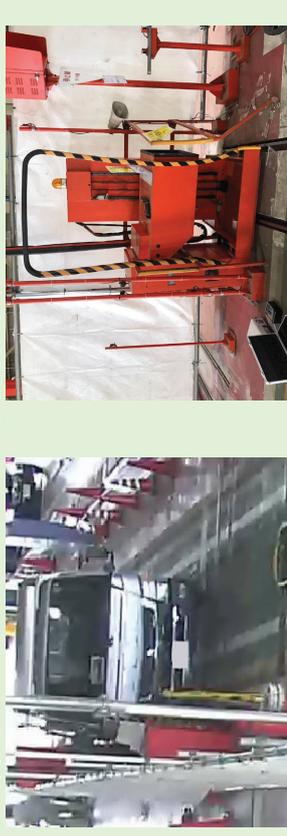
特に、「**暴走**」による事故の被害は**甚大**※になる傾向があり、**破損した検査機器の修理費用をご負担いただく**とともに、**コース閉鎖した場合**は待機受検者の皆様に**ご迷惑をお掛け**することとなります。 ※ハットライトテストの場合**1千万円超**
降車時は「ギア位置」、「駐車ブレーキ」の確認を！
慣れた車検場でも油断せず慎重な運転操作を！

<事故事例>

スピードメータ検査で停止位置を合わせようとしている際に、ブレーキとアクセルを踏み間違えてバックで暴走し、隣のコースの入り口で待機していた車両に衝突。
(受検者負担) 被害者治療費、車両及びマルチテスタスタ入場信号、センサの修理費用



ブレーキ検査で「×」判定が出たため、職員に再検査を申告しようと降車したが、ギアDレンジ、かつ、駐車ブレーキを 작동させなかったため暴走し、ハットライトテストに衝突。
(受検者負担) ハットライトテスト修理費用



車検場内下回り検査位置で停止する際、ブレーキとアクセルを踏み間違えて30m以上暴走し、駐車車両に衝突。
(受検者負担) 車両修理費用

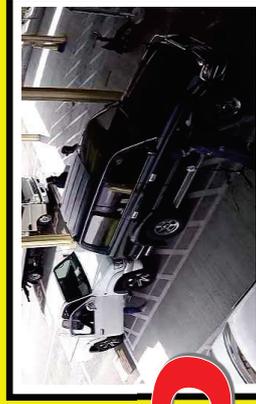


独立行政法人自動車技術総合機構

車台番号、原動機 型式確認時は

エンジン停止！

ギア位置、駐車ブレーキの確
認もお願いいたします。



4月23日に事故が
発生しています

ディーゼル車の 排ガス検査時は、 ギア位置「P^{*}」 駐車ブレーキ「作動」 両方が必要です！

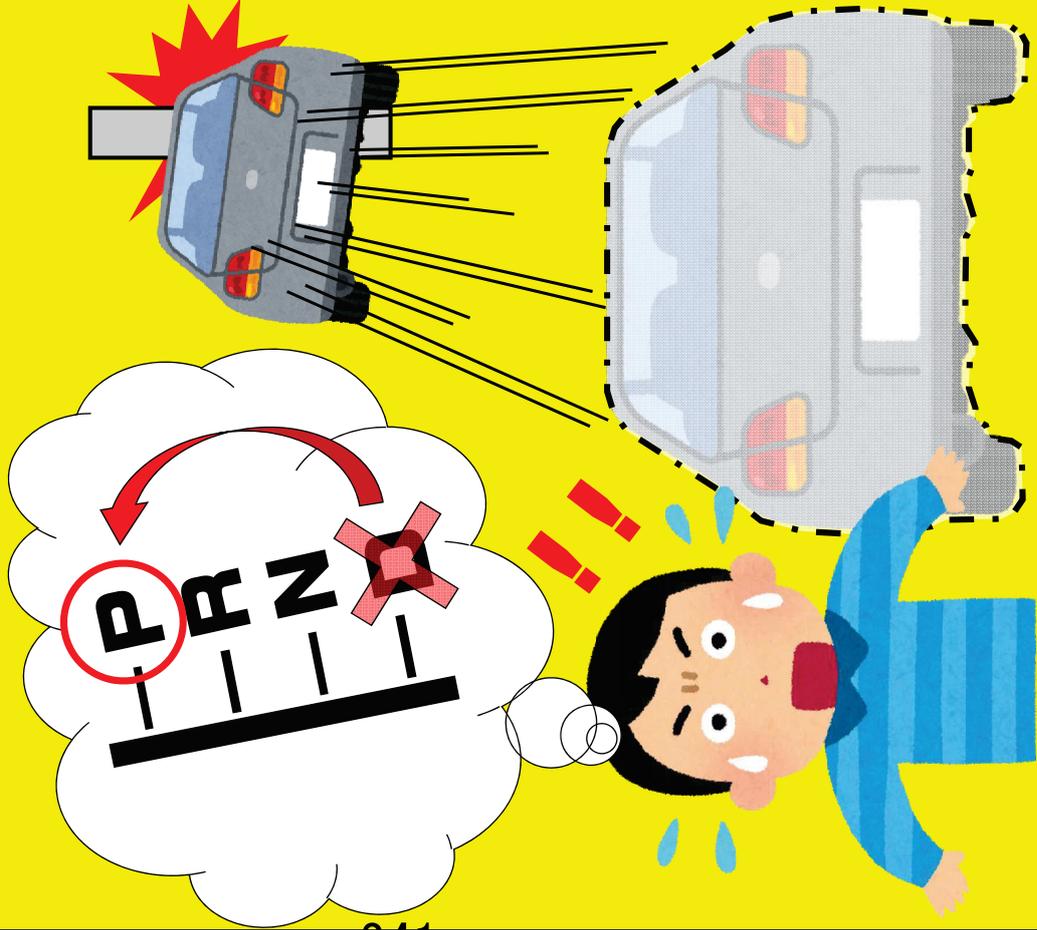
※マニュアル車は「ニュートラル」



6月10日に事故が発生しています。

職員の案内に従い、エンジン停止等の
操作をお願いします。

降車時は、焦らず ギア位置「P」!



車台番号、エンジン型式 確認時 トラブルが多発!!

ボンネットの開閉



※ 持ち棒を使用してください



座席の上げ下げ

※ 車台番号打刻箇所のカバーの脱着をお願いします



カバー類の脱着

事前確認をお願いします

※ボンネットの開閉等は受検者の皆様をお願いしています（詳しくは車検場入口の掲示物をご覧ください）。

「つまずき」注意！



「つまずき」による転倒事故が発生してきます。
段差等にご注意ください。

検査場事故ゼロ 運動実施中！

令和6年度は100件を超える事故が発生※しています。

そのうち、2割超が「ギア位置の誤り」、「アクセルペダルの踏み間違い」等の操作誤りによるものでした。

※令和7年3月25日現在：105件



熱中症を防ぐ対策

を実施中です！！

検査場において、職員の健康と安全を確保するため、審査時間内に熱中症対策を実施しております。

受検者の皆様におかれましても、ご理解とご協力をお願いいたします。



直射日光を避けた場所
での検査を実施



水分補給と
クールダウンタイムの確保